

感染症の予防及びまん延防止のための指針

出雲市社会福祉協議会

高齢者あんしん支援センター

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方について

出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という）高齢者あんしん支援センター（以下「センター」という）は、利用者の居宅やセンターにおける感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全確保のための指針を定める。

2. 感染症の予防及びまん延防止に係る検討体制について

感染症の予防及びまん延防止の対策について、本会が開催する経営会議及び衛生委員会にて検討する。

(1) 検討する事項は以下のとおりとする。

- ①感染症の状況把握と感染予防対策及び発生時の対策の立案
- ②感染対策に関する職員への研修・訓練の企画及び実施
- ③職員の健康状態の把握
- ④感染症発生時の対応と報告
- ⑤感染症対策実施状況の把握と評価

3. 職員研修について

職員が感染症対策に関する基礎知識を身に着け、感染症の予防及びまん延防止のための研修会を実施する。

- (1) 全職員を対象に、感染症対策についての定期的な研修会を年1回以上実施する。
- (2) 外部で実施されている研修会へ参加する。

4. 平常時の対応について

職員は日頃から感染症の予防及びまん延防止のため健康管理に努める。また、センターは感染症発生時に備えて必要な備品等を整備する。

- (1) 感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集に努める。
- (2) 状況に応じて、マスクの着用、手指消毒、手洗い、うがい、換気などを行い、職員が共有する箇所（電話、公用車、会議時のテーブル、椅子等）の消毒を行う。
- (3) 各自体調管理には十分に気を付け、体調不良の際は仕事を休み、必要に応じて医療機関を受診する。また、体調不良の際は、利用者宅等の訪問は控える。
- (4) 利用者より体調不良の訴えがあった場合は、発熱等症状を確認し、必要に応じて医療機関へ受診するよう促す。
- (5) 防護具（マスク、防護手袋、防護エプロン、防護キャップ、防護足カバー等）や消毒液等を備蓄し、在庫量の点検を行う。

5. 発生時の対応について

感染症が発生した場合や感染症が疑われる場合は、以下の手順に従って対応する。

- (1) 職員や同居家族等が感染した（または感染した疑いがある）場合、速やかに医療機関を受診し、その結果をセンター長へ報告する。
- (2) 陽性と判断された場合は、医師の指示に従い仕事を休む。また、センター長は事務局長へ報告する。
- (3) 当該職員は、予定していた業務について、電話等にて部署内職員へ連絡し、対応を依頼する。
- (4) 当該職員が感染していた場合、部署内職員は、当該職員と共有していた箇所の消毒を徹底し、まん延防止に努める。

6. 指針の見直しについて

この指針は、感染症の状況に応じた必要な措置を講じるため、隨時見直しをする。

7. 指針の閲覧について

感染症の予防及びまん延防止のための指針は、いつでも閲覧できるように掲示しておく。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。